

# 平成29年第4回上三川町議会定例会会議録

平成29年9月6日（水）

## 2 目 目

（一般質問）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【津野田重一君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、一般質問をさせていただきます。今回の議会において、私は2つの一般質問を予定しております。

まず、第1に、中小企業振興条例の制定について、2番目にですね、待機児童ゼロに向けての町の取り組みについて、2点の一般質問をさせていただきたいと思っております。順次、一般質問を行います。

上三川町を含めて、地域の活性化を図る上で、町内を活動基盤とする企業や団体の振興が非常に大切でありまして、必要不可欠なことだと思っております。町内でもですね、不幸なことに、最近、アルミダイキャストに関連する独自の技術を持つ企業の破綻が明らかになったばかりでありますけれども、町として、少しでも町内企業の振興を支えることが重要であると認識しております。

県においては、一昨年12月に、中小企業、小規模企業の振興に関する条例が施行され、県は、市や町の条例制定に対して積極的な支援をしていくとの説明がなされております。県内市町のうち約7割近くが中小企業振興条例の制定を進める、あるいは検討中との新聞報道も散見しますが、町はこの中小企業振興条例の制定についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、聞きたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

(産業振興課長 石崎 薫君 登壇)

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

中小企業振興条例は、中小企業や小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務などを明らかにし、振興施策の基本事項を定めることにより地域経済が発展することを目的としています。都市圏に比べて中小企業の占める割合が大きい地方においては、中小企業の生産性や競争力の強化が経済の活性

化に欠かせないため、振興施策の基本理念を定める当該条例の役目は大きく、また、地域の中小企業に最も身近な行政である市町村が、その地域の実情に適した産業振興や中小企業施策の指針を定めることで、行政と企業が同じ方向を向いてそれぞれの役割を果たせるものと考えております。

こうしたことから、中小企業や小規模企業の振興に関する条例の制定については、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 前向きに検討していただけるということで、それはよしとしますけれども、現在、県内での中小企業振興条例、この制定状況について把握している部分で結構ですので、制定済み、制定予定、現在検討中などに分類して答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 県内の制定状況でございます。平成29年4月末現在ということで把握している状況でございますが、制定済みにつきましては5市、制定予定も5市、制定を検討中という市町村が7市町あると認識しているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ということは17市町が制定している、あるいは制定に向けた検討中ということですが、県においては、市町の中小企業、小規模企業の振興に関する条例に対して積極的に支援していきたいとのコメントを発表していますけれども、県から町に対する、具体的にどのような支援があったのか、わかる範囲で結構ですからお知らせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 県におきましては、条例を制定する市町村に対して積極的な支援を行っているところでございます。こうした中で、本町におきましては、まだ条例の制定に向けまして動き出しておりませんので、支援ということではまだ受けていないというような状況でございます。しかし、今後、条例の制定を検討していく過程におきましては、県の指導や助言などを仰いでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 制定の段階になったら、県のほうからの指導、助言を仰ぎたいという答弁ですけれども、このような条例ではですね、創業、新しく企業を起こす、また新しい技術開発、地域の資源活用、そのつくった製品を売るための販路の開拓などの促進に関する施策を講じることを掲げているのが一般的だと思いますけれども、それぞれの分野に関する促進に関して、産業振興課としてどのような具体的な施策を推進していくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 先ほど答弁したとおり、中小企業の振興条例の制定につきましては、現在のところ検討してございません。こうしたことから、どのような施策を推進するということはこの

場では申し上げられませんが、町の最上位計画であります第7次総合計画、あるいは、まち・ひと・しごと総合戦略、さらには、現在実施しています施策、また商工会などからも意見を聞く中で丁寧な検討を進めた中で、今後、施策等については決めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 先ほども申し上げたように、こういった条例は、あくまでも町の基本理念を定めるものであって、その中で、課長答弁にありますように、総合計画なり何なりの計画の中に、ある程度のっているから、それで十分だというような認識でよろしいわけですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 あくまで、第7次総合計画につきましては町の最上位計画となっておりまして、ですから、この計画を踏まえつつ、本町の実情に応じた施策を今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 第7次総合計画に基づいて町の実情に合わせてやっていくということですが、具体的にどういった施策をやっていくのかということもこれから大切になってくると思います。この中小企業の振興条例についてはですね、大体が、私が思うに、町の商工会に関することだと思うんですが、それだけにかかわらずですね、農業団体とか、そういったところと具体的にいろいろお話し合いをしながら、よりよい町の発展のために、行き着く先は、この町の基本理念を定める中小企業振興条例、これについて積極的に検討していただきたいと思います。これについては、答弁は結構です。

次の質問に移ります。待機児童ゼロに向けての町の取り組みについて質問をしたいと思います。

入所希望の保育施設に全ての児童が入所でできれば、保護者の方は預けながら勤務することも可能になりまして、保護者の方の充足感も満たされ、勤めることによって町の経済活動にも寄与すると思いますが、施設の定員との絡みがあるにしても、まず第一に私が問いたいのは、待機児童ゼロに向けて町の本格的な考えと、具体的な施策についてはどうなっているのか。

2番目について、保育施設入所基準の指数改善の考えはあるか。以上について質問したいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 田仲進壽君 登壇)

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町におきましては、平成27年3月に策定しました「上三川町子ども・子育て支援事業計画」に基づきながら、保育の必要な児童数を見込み、待機児童を出さないよう、保育施設の定員を増やす事業を計画的に進めております。具体的には、保育施設の増設・新設にかかる整備費を町が助成し、法人の経費負担を軽減することで施設整備の促進を図っております。

次に、2点目についてお答えいたします。

保育施設の入所基準は、国が示す利用調整の規定を基本として、さらに詳細な設定を行うなど、市町村ごとに実情を踏まえた上で運用することとされています。本町の入所基準は、「子ども・子育て支援

新制度」の施行に伴い、平成27年度に見直しを行ったところでございます。今後も制度の見直しや社会情勢の変化に伴い、随時、必要に応じて見直しをしていく考えでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、今後10年間の就学前児童数とか、そういったものを把握しているのか。また、その中で町内の保育施設入所予定児童数については、担当課として推計できるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいまのご質問にお答えします。先ほど申し上げました平成27年3月に策定しました「上三川町子ども・子育て支援事業計画」、この中で、平成31年までではありますけれども、推計児童数、それから保育ニーズ量の見込みを立ててございます。ですが、計画の中では、平成27年度に保育ニーズのピークを迎えるというふうな計画を立てておりましたが、実情は平成28年度に計画以上の申込者数が出たということで、今後の申込者数、保育ニーズの量ですけれども、こちらの見込みを立てることが非常に困難な状態であるというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 推計が困難ということは、待機児童が結構増えてしまう可能性もあるということですね。そういったときにですね、簡単に言いますと、町としてどのように対応していくのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 町としましては、待機児童ゼロを目指して現在、保育施設の整備を助成する形で進めております。この整備を進めるということは、受入児童数を増やすための定員増を図るような内容も含まれておりますので、今現在、定員増を図るような施策を打っているところでございますので、もうしばらく待機児童がなくなるのかどうか、その定員増によって待機児童がなくなるのかどうか、その辺の状況を見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 推計が難しいということになると、例えば、転入などの人口の社会増によって年度途中で児童が急激に増加した場合、町としては、簡単に言いますと、何人ぐらいまで待機児童ゼロとして対応できるのか、簡単に言いますと、それだけ枠があるのか、それについて担当課としての、ぶっちゃけた答弁で結構ですので、お知らせいただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 保育園側の事情等がございます。そういった事情を考えなければ、施設の面積や保育士の人数、その辺が十分確保できていること、さらには、年齢ごとの受入限度数、そちらの人数が上手に割り振ることができたとして、それを前提としてでございますが、定員をオーバーした形であっても、さらに20名程度は入所が可能であるというふうに推測しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 町内でも今後、住宅地の開発ということが現実味を帯びてくると思います。例えば、ある企業がですね、願成寺地区に持っている高層アパートの跡地、これについては高層アパートが15棟程度建っていますけれども、そういった土地、跡地を住宅地として整備されると、いきなり若い世代が転入してきて児童数も増えると思いますけれども、そういったところに、課長がお話になったように20名程度は対応できるということで、なるべく余裕を持って柔軟に対応していただければありがたいと思います。

それで、ただいまの課長の答弁にもありましたように、保育士の確保ということも待機児童を少なくするための一つの方策だとは思いますが、現在、町です、保育施設入所基準の指数について、町で定めているその基準について、特に町内保育施設に勤務する親だった場合の指数を現在の点数からですね、加点、点数を増やすように改善すれば、単純に計算して、保育士ですから、そのお子さんと、そのお母さん、ないしはお父さんが見られる児童合計で2名の待機児童改善が図れると思うんですけども、その辺の担当課としてのお考えはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 今、議員のほうからお話がありましたように、2名の待機児童、これは今年、今年度の4月1日現在の我が町の待機児童数でございます。6月の新聞報道でも発表されたように、上三川町では今現在、2名の待機児童が発生しているということでございます。それで、でございますが、議員がおっしゃる、保育従事者に対する加点を増やせば仕事に復帰しやすくなって、保育士不足による待機児童がゼロになるというようなことだと思いますけれども、現時点で保育士が不足しているために受入児童数を減らしているといった保育園があるかどうかは、現在、確認がとれておりません。ですけれども、そのようなことがあれば有効な方策かというふうには考えております。

現在ちなみに、上三川町の加点の指数でございますが、保育者の就労状況ということで、保育従事者に対する加点は20点ということでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、今、20点という答弁だったんですが、ほかの市町の保育従事者に対する加点の状況はどのようになっているんでしょうか、わかる範囲でお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 手元に宇都宮市と下野市の選考基準表がございます。各市町です、項目や指数の設定はそれぞれ異なっております、保護者が保育従事者であった場合の加点を比較することは、単純にはちょっとできないんですけれども、例えば、ひとり親家庭の指数を基準として保育従事者の指数、こちらをみますと、宇都宮市については、保育従事者に対する加点は手厚く、大きいような加点になっております。もともとの配点基準が違うものですから、具体的に宇都宮市の点数は4点で、下野市の点数も4点というふうになっておりますが、そもそもの配点が違いますので比較は難しいんですけれども、他の項目と比較すると、宇都宮市は配点が厚くなっているというような状況になっており



ます。ほかの項目で比較した場合は、また別な結果が出るかと思いますが、以上のような状況です。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 単純で結構なんですけど、この上三川で採用している20点という加点については、基準の中の総点数がありますよね、それではどのぐらいの割合が行くのか、また、宇都宮市で4点ということですが、それは宇都宮市の総点数から比較すると何%になっているのか、そういったことは計算できますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ちょっと細かな計算は時間が必要なんですけれども、総体的なことで申し上げますと、上三川町については、5%程度が配点されているかと思いますが。宇都宮市については、およそでございますが、10%程度、下野市についても5%から10%程度の範囲で配点されているように認識しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい、ありがとうございます。それで、上三川の配分が一番少ないということなんですけども、先ほども申し上げたように、保育従事者1名のお子さんを待機児童じゃなくするために、入所していただくために加点を増やせば、ほかのお子さんも1名、待機児童から離れられるということをご認識された上で、現在こういったことがなくても、そういった枠を広げて入所希望のお子さんを待っているというような仕組みも町としては大切じゃないかと思いますが。どうかその辺をよくお考えの上にご対応いただければありがたいと思います。

ほんとうにいろいろ、加点の改善とか、そういったものはいろんな不都合や問題は確かにあると思うんですが、ハード面の整備だけではなく、ソフト面での改善を通じて待機児童の問題もそうなんですけども、福祉行政においてさまざまな改革を目指してほしいと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間、休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時43分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は次の4点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

第1点は環境問題についてです。①として、大規模な太陽光発電施設の開発をめぐり、県内でもさまざまな問題が発生しております。町独自の規制の考えはないのか、これが1点です。

②として、上三川町は独自の条例やガイドラインを策定する予定はないとの考えでありますけれども、その理由は何なのか、以上2点、答弁をよろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目及び2点目につきましては、関連いたしますのであわせてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、太陽光発電施設は、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、その導入が大きく進んでおります。本町におきましても、比較的小規模のものを中心に太陽光発電施設が設置されております。太陽光発電の普及は、地球温暖化防止対策の観点からは大変望ましいことであると考えます。しかしながら、無秩序や無理な設置は、町民の良好な生活環境を脅かすだけでなく、災害発生の可能性を高くするおそれがあります。

幸いにも本町は比較的平坦な土地で構成されていることから、無理な設置による土砂崩れ等の災害発生の可能性は低いと考えます。また、他の法令等により適切に土地利用がなされていることから、町民の住環境は守られているものと考えております。加えまして、太陽光発電施設の設置による苦情等は町には寄せられておりません。

このような状況であることから、現段階におきまして、本町独自の規制、つまり条例やガイドラインによる規制は考えておりませんが、今後の太陽光発電施設の設置状況を注視しつつ、国、県及び他自治体と連携を図りながら多角的に調査及び検討をまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私から何点かなんですけれども、この太陽光発電については、日光市と鹿沼市に広がる、前日光県立自然公園での横根山に計画されている大規模な太陽光発電ということで、メガソーラですね。この計画は、107ヘクタール、これは東京ドームで約23個分の森林を伐採してソーラーパネルを17万枚設置をする、そういうことで日光と鹿沼市に反対運動が起きましてね、建設差し止めの反対署名ということで1万788筆が集まったと、そういう状況です。

この太陽光発電の問題については、下野新聞によりますと、県内の11の市町村で独自規制を検討していると、そういうことなんですけれども、私からは何点かなんですけれど、先ほど町長から、苦情は来ていないということなんですけれど、これから苦情がもし来た場合に、町として対応はどのようなふうに対応していくのかということで、それを質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今現在は苦情は来ておりませんが、その苦情の内容によって、その対応の仕方というのはまた変わってくると思いますので、もし苦情が来た場合には、それによって対応をしていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 上三川町の独自条例やガイドラインを作成するという事で質問したんですけども、検討はしていくと、そういう答弁だったんですけども、具体的にどういう検討をして、いつまでにやっていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今、足利市と栃木市で既に条例を制定されております。足利の副市長に直接お話を伺いました。やはり、山などがあるところでは、傾斜地に木を伐採して、そういうところに太陽光を設置すると土砂崩れのおそれ等があるということなどもお話を伺いました。先ほど答弁させていただきましたように、本町にはそういった土砂崩れの危険箇所というところはありませんので、検討というのは、今後、その太陽光がどのように進んでいくのか、民間のほうの施設ですので、それによってまた国の動向、県の動向、他市町の動向などを注視しながら、そういったものを鑑みて検討していくということでございます。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、2点目なんですけども、学校教育ということで、小学校の道徳教育ということで質問させていただきます。2点なんですけども、この道徳の教科化でどう変わるということで、その内容はどうなるのかということ、これを1点お聞きしたい。

そして2点目は、道徳は内心の自由にかかわる問題であります。教科書で評価することは問題ではないかと思っておりますけれども、この2点、どういうふうに考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えします。

道徳教育の目標は、道徳性を養うことにより、学校の教育活動全体を通して行われております。そのかなめとなる道徳の授業が、平成30年度から「特別な教科 道徳」として教科化されます。内容については大きな変更はないと考えておりますが、いじめ問題への対応の充実、情報モラルや国際理解教育など、現代的課題も踏まえたものとなっております。

これまで多くの学校で道徳用教材として、文部科学省から出された「私たちの道徳」や、民間の出版社の副読本が活用されていたものですが、検定を受けた教科書を使用することになります。教科書の使用により同一基準の授業が実施しやすくなるメリットが考えられる一方、授業が画一的になるおそれがあることから、児童の実態に合った授業を実施し、教え込む道徳ではなく、自分と異なる意見と向き合う、考え、議論する手法を取り入れたりすることが求められております。

次に、「特別な教科 道徳」の評価ですが、他者と比較したり数値などによる評価はせず、文章による記述式とし、一人一人のよい点、可能性、進歩の状況を個人にのみ視点を当てた個人内評価をすることになります。また、当然ながら、調査書への記載や入学試験の資料としては活用しないこととなっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 はい、ありがとうございました。今、教育長から答弁があったんですけども、

道徳の時間が大きく変わるということで、これまで副読本を使った道徳の時間は教科外の活動という位置づけ、これを安倍政権は正式な教科書に格上げすると。小学校は来年度から、中学校では19年度から教科書を使った授業が行われると、そういうことなんですけども、私、その中で具体的に聞きたいのは、数値化の評価はあるのかということ、例えば、「5、4、3、2、1」とか、そういうことをやることはあるのかどうかということです。それは具体的にどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 数値化による評価は行わないこととされております。文章の記述により、その児童生徒のよさに視点を当てて記述していくというような、そのようなことが道徳の評価では進められることになるかと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 やはり、道徳は内心の自由にかかわる問題だと思うんですね。やはり、個人の価値観、あるいは内面を教科書でコントロールする、また評価するということは、やはり不安の声が大きくあるという、そういうことですね。けさもNHKのテレビで、長野県で道徳の教科書ということで放送をやっている、現場ではなかなか大変だと、そういう状況なんですね。これからやはり教育の現場でも研修とか、それへの指導があると思うんですけども、何回も言いますが、やはり、道徳というのは内心の自由であって、各個人いろいろバラバラですよ。だから、そこらのところをやはり評価しないと不安の声があるということで、ぜひ、こういう点で慎重に進めていただきたい、そういうことをお願いしたいと思えます。

今度は3番目の問題なんですけども、学校教育を支える相談体制についてということで、2点、質問をさせていただきます。

複雑・多様化する子どもが抱える問題は、より専門的な立場からサポートが必要不可欠となっております。その体制は現在どうなっているのかということ。そして2点目は、非常勤の教員の待遇改善の考えはあるのか、これをお聞きしたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめや不登校など、児童生徒が抱えるさまざまな問題を専門的な立場からサポートするため、町教育委員会では、県教育委員会や河内教育事務所と連携して体制づくりに取り組んでおります。児童生徒や保護者、教職員からのさまざまな相談への対応のため、臨床心理の専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置したり、学校における諸問題の未然防止や早期発見、早期対応の体制づくりを支援したりするため、スクールサポーターを配置しております。また、集団への適応が苦手な児童生徒の支援や、学級担任とのチームティーチングのため、県費による非常勤教育職員8名、少人数により学習を丁寧に指導するため、町費による特別支援指導員10名、発達や身体に障がいを持つ児童生徒の支援のため、町費による特別支援補助員11名の計29名を配置しております。

次に、非常勤講師の待遇改善については、今年の5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律が交付され、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化が求められており、職務の内容、勤務状態等に応じた任用のあり方を検討したいと考えております。町で任用する他の非常勤職員とのかわりがありますので、総務課とも連携して進めたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから具体的に何点か質問なんですけども、学校の現場です、今、状況はどうなっているのかお聞きしたいと思うんですけども、例えば、不登校の数、どのぐらいの方がいるのかということと、あと、いじめの件数。それと保健室を訪れる子どもの数です。これはどのぐらい把握しているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめの状況ですけれども、28年度におきましては、小学校で68件、中学校で84件ございました。これは、初期の段階から積極的にいじめを認知していくというような積み重ねの中での数字とも受けとめております。昨年度、この件数の中で、指導が継続しているものが1件ございましたけども、その1件は今年度には解消しているところでございます。

不登校の人数ですけれども、28年度、小学校で4件、中学校で29件ございます。それから、保健室登校の実態ですけれども、正確な数字は把握してございませんけれども、特に中学校においては数名の生徒が保健室に、日常的ではないにしても、保健室での対応をしているというような実態がございます。小学校においても、数件あるというふうに認識をしております。これらのものについては、常に数が変動しているというふうな、そのような状況、ある時期には増えたり、減ったりという、そんな状況があるようでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点かなんですけども、不登校の児童生徒に対して、町費で4名、適応指導教室指導員を配置しているということなんですけども、具体的な成果は、どういう成果があらわれたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 適応指導教室オアシスにつきましては、不登校、あるいは不登校傾向のある児童生徒を学校に復帰させることを目標として取り組んでございます。ただ、これが短期間で結果が出るもの、成果が出るものではないものですから長期的に見ていく必要があるかと思っておりますけども、週のうちに1日、あるいは2日、登校できるようになった、あるいは完全に復帰することができるようになったというような生徒が数名出ております。ただ、短いサイクルで改善がなかなか難しいという実態もございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 児童生徒を支援するというところで、名古屋市の子ども応援委員会の体制とい

うことでちょっと調べたんですけど、例えば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、あとスクールポリスなど、7人1組から成る専門家チームを市内の11ブロックに設置をしているということなんですね。これは、75名です。あと、スクールカウンセラー、全中学校25校に1名ずつ常勤配置ということで、これは25名ということで、経費は8億3,300万円、こういう状況なんですね。ですから、私は、今、子どもたちは大変な状況に置かれていると思うんですけども、そういった中で、やはり町として子育て日本一ということであっているわけですから、それなりの体制、今も結構、一生懸命にやっけていただいているとは思いますが、これ以上もっといい教育をしていただきたいということで、体制ということで、もうちょっと考えるべきではないかと思うんですね。そういう点、どういうふうに考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 多種多様な児童生徒の課題に対応するために、町では体制を整えているわけですが、特にスクールカウンセラーへの相談などは毎年、増加の傾向がございます。そのような点で、現在、スクールカウンセラー、あるいはスクールサポーター、適応指導教室の指導員等は連携を図りながら対応しているところですが、これらの体制の充実は今後、一層努めていかなければならない、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、何点かまたなんですけども、今、教育長から答弁があったんですけど、やはり、上三川の教育を考えた場合に、どこのあれかもしれないですけど、教育のセンター化ということが必要だと思うんですね。その考えはないのかということで、今の子どもたちの状況を、そこでやっぱり状況を見てと、そういう体制が必要だと思うんですけども、このセンター化をどういうふうに考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 町ではさまざまな教育課題に対応するために、教育研究所を開設しまして、現場の教員の代表、あるいは教育委員会の事務局、指導主事等との連携の場を図っております。現段階では、上三川町の体制を考えていきますと、この教育研究所の体制の充実を図っていくというような、そのようなことで進めていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、早急にそういう充実を図っていただきたいということでお願いしたいと思います。

それと、あともう1点は、非常勤教員の待遇改善ということでちょっとお聞きしたいんですけども、非常勤職員の待遇改善ということで町でもやっていますけども、この月額幾らぐらいになるのかということと、あと日給、1日幾らになるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。現在、町で雇用しております非常勤教員の月額につきまして

は17万6,000円で、日額の非常勤教員につきましては、日額8,000円ということで行っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 やはり、待遇改善というのは必要だと思うんですね。官製ワーキングプアということで、そういう方向になっている、そういう状況ですよ。ですから、やはり、町のほうでもそれなりの配置をしていますけども、ぜひ、こういうことで検討していただきたい、そういうふうにお願ひしたいと思います。

最後なんですけども、学校給食の無償化について質問をさせていただきます。

全国でも給食費の助成が進んできました。町では無償化する考えはないのかということでお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の推進を図ることを目的に実施しているものでございます。3月の議会でも答弁いたしましたが、学校給食の実施に必要な経費のうち、給食の食材料費については保護者にご負担をいただき、施設設備に関する経費、及び学校給食に従事する職員の人件費等、運営に要する経費は町が負担しているところでございます。

議員ご質問の学校給食の無料化につきましては、多額の財政負担が見込まれることから、現在のところは無料化の考えはございません。しかし、現在、日本型食生活を推進するとともに、町内産米の消費拡大を図るため米飯給食を拡大していることに対し、町独自で食材料費の一部を助成しております。この部分につきましては、町内他市町の助成状況や財政負担等を考慮しながら、今後どんな助成の方法がよいのかを検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、町長から答弁がありました。無償化はできない、そういう方向ですけども、そういった中で、例えば、県内では、大田原しか今やってないですよ。そういう点でなかなか進まないということなんですけども、お隣の群馬県では、やはり、12市15町8村で実施をしているということで、5割を超している、そういう状況です。私からは、無償化した場合、町としてのお金が幾らぐらいかかるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 給食費につきましては、学年によって金額が違っているところもございますので概算的なものになりますが、全部、無償化にした場合には、約1億5,100万円ほどの金額が必要と見込まれます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 無償化で、文科省ということはどういうふうに言っているかといいますと、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能だと、こういうことを言っているんですね。あるいは、保護者の負担軽減を禁じるものではないと、そういうことなんです。ですから、行政がその気になればできるんじゃないかということでもあります。完全無償化ということで今、1億幾らですか、かかるということなんですけど、例えば二分の一、あるいは、第3子以降補助した場合、やはりお金は少なくても済むと思うんですけども、今の、要するに家計の負担軽減、あるいは、子育て支援や少子化を支援するためにも、やはり無償化ということは必要だと思うんですけども。

大田原市でも、同僚議員がいたんでちょっと話を聞きましたけども、あそこは学校給食無償化にして、若い人が住んでみようと、そういうことで出てきているということなんです。そういう点で定住化にもなっていくんだということなんですけども、ぜひ、無償化はお金はかかりますけども、町長がその気になれば、たとえ二分の一、あるいは第3子目以降を無料化すると、そういう考えはないか、もう一度お聞きしたいと思います。どうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 私が職員のほうから無償化をしている全国の自治体のリストをちょっと見ると、財政力指数で0.1未満のところは7%、0.1台のところは51%、0.2台のところは14%ということで、財政力指数が0.3未満のところは72%占めているんです。そのうち過疎債の対象になるところは82%ということで、人口も1万人未満のところは75%ということで、今、議員は大田原市の例を挙げられましたが、大田原市の例は、このリストから見ると特異な例だというふうに考えております。全体的に見ると、過疎債対象の自治体がこれを実施している率が非常に高いというふうに見ております。

定住人口を増やすとか、そういった意味でとか、子育て支援とか、そういったお話がありましたが、この給食の無料化については、今、教育総務課長が答弁したように多額の経費がかかっていきますので、町全体を見据えた上で、子どもの子育て支援、そして定住人口増加の策は打っていきたいというふうに思いますが、この給食の無料化については、今現在も町の米飯給食の負担増ということとか、そういったことも実施していますので、総合的に鑑みながら、あらゆる方面から子育て支援という面で考えていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういう方向で検討していただきたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時28分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---



○議長【津野田重一君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 それでは、ただいまより、通告順序に従い、私は3点、一般質問をします。

まず1点目に、橋梁の安全対策について3項目伺います。上三川町は、鬼怒川、江川、田川と川が流れており、川を渡る橋、川を渡るための橋梁が多く存在しています。橋梁は、毎日の通勤、通学で多くの方が使用しています。また、最近では、大雨による激しい流水や、流されてくる木材等での橋梁の破損、劣化を心配しています。本町においては、橋梁の崩落など、人命や社会システムにかかわる致命的な事態を招くことがないように取り組んでいただいていると思います。

そこで質問ですが、1つ目に、橋梁の寿命は50年とされていますが、四、五十年経過する橋梁はあるのか、伺います。

2つ目に、平成25年に策定された橋梁長寿命化修繕計画は計画どおり進められているのか、伺います。

3つ目に、歩道のない橋梁が多く、安全上必要と思われませんが、これに対し町はどのように考えているか伺いたい。

以上3項目の答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまの1点目のご質問についてお答えいたします。

町が管理しています橋長2メートル以上の道路橋は310橋あり、うち、「橋梁長寿命化修繕計画」において対象とする橋長15メートル以上の橋梁は37橋であります。平成28年度末の時点で40年を経過する橋梁は23橋あり、そのうち50年を経過する橋梁は6橋であります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画において、平成28年度までに6橋の修繕を計画し、計画どおり6橋の修繕を実施しております。本年度につきましては、当初計画から5年を経過することから、再点検、並びに計画の見直しを行う予定であります。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

町が管理する道路橋で歩道が設置してある橋梁は7橋ございます。交通量が多い橋梁におきましては、自転車や歩行者の安全確保からも歩道の設置が必要であると考えますが、歩道橋の整備や橋梁のかけかえには多大な費用が必要となります。橋梁における歩道の整備については、今後の道路整備事業や河川改修事業による橋梁かけかえのときなどに合わせた、長期的な視点に立って考えてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まずですね、50年を超えている橋が6橋あると、今、回答をいただきました。これから診断等を計画しながら修繕していくという話でしたけれども、橋の老朽化診断はどのように行っているのか、お聞

かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 老朽化診断ということで、橋梁点検でございますが、橋梁点検につきましては、先ほど申し上げました橋梁長寿命化修繕計画にかかります橋長が15メートル以上の37橋の点検につきましては、平成24年度に民間コンサルのほうに委託をして行ってございます。それ以下の橋長が2メートル以上の小規模な橋梁におきましては、職員による直営で点検を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、民間、何というところに委託しているか、ちょつき聞き漏らしちゃったんですけども、その委託されている会社の方は、やはり橋梁についてはそういった専門技術というのが必要になるのでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 橋梁点検につきましては、国により定期点検要領というふうなものを定めてございます。先ほど申しましたように、民間コンサルタントにおいても、また、私も職員が行う点検におきましても、そちらの点検要領に基づきまして点検をしているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということは、特に技術者、特に資格なんかは必要なくて、その点検要領に沿ってやられているということですのでよろしいですね。例えば、目視で点検するですとか、あと、触手で、カンカンカンと金づちで叩いて音を聞いたりして確認されているのかという項目はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 点検の方法につきましては、平成26年度に道路法の改正がございました。そちらの中で点検の方法も位置づけされまして、先ほど言いましたように、点検につきましては、全て自分の目で見て、さわれる範囲での近接目視で行う、なおかつ5年に一度、全ての橋梁について点検を行わなくてはならないということが道路法の改定で義務づけされているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということは、点検をしっかりやられているということでいいですね、はい。

それと、上三川町の中には国、県の管理する橋梁なんかもあると思いますけども、町から国、県に対して、何かちょっとおかしいよといったような、そういった申請ですとか、修繕の申請なんかもしたことがあるのか、ちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 国や県で管理します橋梁について、何か修繕の申請とかをしたことがあるかというふうなことなんですが、ちょっと調べた結果では、今まではそのような申請等をしたこと

はございません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。じゃあ、特にはなかったということですね。それでは、その点検にかかる予算というか、委託されていると思うんですが、予算はどのぐらい年にかかっていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 点検にかかる費用ということでございます。先ほど町長の答弁でもありましたように、平成25年度に長寿命化の修繕計画を策定しまして、今年度、見直しをかけるということで、その見直しをかけるに当たっての点検業務を今年度、予算化しております。そちらの業務につきましては、もう既に栃木県建設技術センターと委託契約を行いまして、点検の委託契約金額につきましては約1,784万円で、橋梁の数としましては、15メートル以上の橋梁が37橋と歩道橋3橋の40橋の点検を委託契約しているところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。じゃあ、点検のほうをしっかりとやっていただけるようお願いいたします。また、小中学校の近くの狭い橋梁については、特に自転車に乗っていると自動車とすれ違うときなんか非常に危険と感じます。私も通勤のときに自転車に乗って通っていたことがあるんですけども、そのときに車が対向で来たり後ろから来たりすると、橋の桁が低いために、よろけたりすると川に落ちこちちゃうんじゃないかなと、すごく危険に感じます。そういったところだけでも歩道専用、もしくは川に落ちないように柵を高くするなどの改善が必要と考えますけれども、町としてはいかがお考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 橋の歩道橋のかけかえ等につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように多額の費用がかかるというようなことで、現時点では大変困難であるというふうにご覧でございます。そういう中で、先ほど議員から提案していただきました高欄等が高くできないか、そういうことで、そういうふうな安全性とか、危険に感じるものが少なくなるのではないかというふうなことにしましては、そのような改善策につきましては、現状の交通量とかそういうものを調査して、まずは構造的に可能であるか、そのほか、法律的とか安全性に問題はないかというふうなことを、今後、調査研究していきたいというふうにご覧いただいております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 わかりました。それでは、橋梁のマネジメントにおいて、予防保全の考え方が重要であると思います。架台の状況を継続的に把握、共有して、効果的な安全、老朽化対策の推進を図ることをお願いします。また、橋の歩道の件についてもかなりのお金がかかるということですので、こちらもぜひご検討いただいて改善をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の項目です。次に、町の公共施設トイレについて2項目伺います。

町民の先輩から、高齢になるとひざが痛くてかがむのがつらい。町の公共施設のトイレは和式が多く、洋式があくのを待って利用するとの声をよく聞きます。町が管理するトイレを調べてみますと、洋式化を進めていることはわかりましたが、一般家庭では洋式が当たり前になり、近年では、高齢化、外国人訪問者も増えてきている中、町の取り組みが総体的におくれていると思います。誰もが利用するトイレについては気を使う必要があると考えます。

そこで質問ですけれども、1つ目に、公共施設のトイレの洋式化が進んでいないが、トイレを洋式化する考えはあるのか、伺います。

2つ目に、蓼沼緑地公園、桃畑緑地公園などに子どもの野球、サッカー等のつき添いで行かれる家族が、グラウンドのトイレは簡易トイレだから行きたくないなどの声も聞きますが、簡易トイレを新設整備する考えはあるのか、伺います。

2項目、答弁をよろしく申し上げます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

公共施設における洋式トイレの設置状況につきましては、役場庁舎やいきいきプラザなどの公共施設で洋式化率が平均58%、小中学校では洋式化率が平均68%となっております。築年数が古い施設は、建設当時に和式便所を中心に整備を行ってまいりました。近年は生活洋式の変化に伴い洋式トイレへの整備にも努力しているところでございます。しかしながら、水回りの改修には多くの費用を要することから、施設の大規模改修工事等にあわせて対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

蓼沼緑地公園、及び桃畑緑地公園のトイレ整備につきましては、平成27年度に策定いたしました「公園長寿命化計画」に基づき、計画的な更新・改修を行ってまいります。桃畑緑地公園につきましては今年度中に、蓼沼緑地公園につきましては平成30年度に、浄化槽式水洗トイレに改修する計画であります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 答弁ありがとうございます。では、まず、洋式化率ですね。私は、基本的に、施設については50から70%は必要と考えています。そこで再質をさせていただきますけれども、洋式化のおくれている施設についてちょっとお聞きします。

まず、農村改善センターですけれども、農村の健全な発展と近代化を図るため、生活環境の整備や明るい未来を築くための各種研修・教育・ふれあいの場として利用されています。私の調べたところでは、洋式化率が14%で、公共施設の中で最も低い状況になっています。昨年というか、近年、改善センターに1個、洋式をつくったことを聞きました。なぜ1個だったのでしょうか。改善センターには7個のトイレがあります。最低でも4個は必要だったんじゃないかなというふうに思いますので、何で1個だったのかを教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問の農業農村改善センターにつきましては、昭和59年に建築されたというような建物になってございます。こうしたことから、建築当初におきましては、多目的トイレを除く全てのトイレが、ご指摘のとおり和式というような状況になってございます。利用者からは、トイレの洋式化を要望するというような声はございません。しかし、多くの家庭で洋式トイレが普及しているというような現状を踏まえまして、平成28年度に女子トイレ1カ所、これにつきましては改修が必要になったということで、それに合わせて改修を行ったというような状況になってございます。また、平成29年度におきましても、改善センターの改修を実施していますので、それに合わせて1カ所の洋式化を図るということで計画しているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 洋式化の要望が余りないという回答をいただきましたけども、結構、私は聞くんですね、やっぱり、年配の方なんかがいるときに、座るのがなかなか大変だということで、ぜひ、早目に導入していただけたらなと思います。

次に体育センターについてお聞かせください。ここは町民一人一スポーツの実践を目標に、町民の誰もが気軽にスポーツ活動を楽しみ、健康、体力の維持増進とコミュニティ活動の活性化を図れるよう、生涯スポーツ活動の拠点であります。敬老会や文化祭なども開催される場所ですが、洋式化率は、私の調べでいくと33%で、2個しか洋式がない状況です。また、国体の会場にもなると聞いていますが、改善の考えはあるのか、お聞かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 体育センターのトイレ改修につきましては、先ほど神藤議員さんも触れられましたように、平成34年度に行われます国体に合わせて、今後、体育センターの大規模改修を予定しておりますので、そのときに対応したいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、国体もあることですので、改善のほうをぜひよろしくお願いします。

それでは、次に中央公民館についてお聞かせください。ここは、誰でも、いつでも、どこでも、どのライフステージも対応した多様な学習活動ができる施設です。公民館も高齢者の利用率が多いと聞いていますが、ここも洋式率が33%であります。3階建てでもあることから、各階に洋式化の必要性が高いと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 中央公民館のトイレ改修につきましては、現在のところ、大規模改修の予定はございません。そういった中で、利用者、子どもさんからお年寄りまで幅広い年代の一般の町民の方に利用していただきたいという、利用者が多い、そしてまた利用を促進していく施設ということで、こちらの洋式化、現在、最低限と言える程度の洋式化になっておりますが、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ぜひ、前向きにご検討のほうをよろしくお願いします。

では、次に役場の洋式率が、私の調べでいくと32%です。役場は町民の利用が最も多い場所になります。1階は特に利用が多いかなというふうに思います。ただ、1階は2カ所トイレがありまして、洋式が3個、和式が8個になっています。また、この4階につきましては、女子トイレが1個しかない状態です。議会をわざわざ傍聴されている町民の方もいますので、ぜひ、改修が必要と考えますが、役場のトイレの洋式化についてお聞かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。役場庁舎につきましては、平成29年度、庁舎の耐震工事を実施しております。大規模改修につきましては、来年、平成30年から平成35年をめどに大規模改修をする予定でございます。その中でトイレの洋式化についても現在より増やす方向で検討してまいります。ただ、和式便所に比較しまして洋式便所の場合は専有面積が広くなるということがございます。その関係で、現在の和式の区画の中に、そのまま洋式トイレを入れるというのはかなりきつくなる関係上、同数のトイレ数を確保するというのが難しい観点から、洋式化率の数字については、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

では、次に図書館についてお聞きします。ここは洋式化率35.3%、他の施設とほぼ同様の状況になっていますけれども、図書館については滞在時間も長いと思われまして、利用者も多い場所でもあります。ですので、これも改善が必要かなというふうに考えますけれども、図書館についてはどうお考えになるか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 図書館につきましても、議員おっしゃるとおりの現状でございます。こちらにつきましては、アンケートでも結構な数のご要望をいただいているところでございますので、早急な対応を目指して検討、内部協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、よろしくお願いします。そういうことで、公共施設、50%から70%、ぜひ洋式率が上がるように改善を前向きに検討していただけたらうれしいなというふうに思います。

また、蓼沼緑地公園、また桃畑運動場に水洗トイレをつくっていただけるという回答をいただきました。ほんとうにありがとうございます。私の調べたところだと、水洗トイレ、河川敷はすごく、水洗にするのが難しいということを知っていました。ですので、「やるよ」なんていう答弁をいただけたとは思っていませんでした。ただ、こうやって、やっていただけたということになりますので、かなり皆さん、担当の方がお勉強されてこういった改善を進めていただいているのだなというふうに感じています。

ので、ぜひともよろしく願います。ありがとうございました。

トイレの洋式化改善については予算が多くかかる、必要になるというふうに思いますので、必要なところを早急に改善を進めていただけたらと思います。また、全ての場所を改善するというのは難しいと思いますので、調査研究を進めながら進めていただけたらと思います。また、トイレの衛生管理、掃除なんかも、ぜひあわせてお願いしたいなというふうに考えています。トイレは、私たちの身近であり、日常生活に欠かせない重要なものの一つであることから、計画的な改善をよろしく願います。

それでは、最後の質問項目になりますけれども、オリジナルナンバープレートについて伺います。

近年、全国各地において原付バイクや小型特殊自動車等のナンバープレートの交付として、ご当地ナンバープレートが導入されています。このご当地ナンバープレートの取り組みは、平成19年に愛媛県松山市で司馬遼太郎の小説『坂上の雲』によるまちづくりにちなみ、雲の形のナンバープレートを作成し導入され、その後、全国各地に広がったということです。

栃木県内で見ますと、栃木市、下野市、茂木町、野木町など、8市町でイメージキャラクターや地域の産業、文化、歴史、食べ物などの工夫を凝らし、ご当地のナンバープレートが導入されています。ご当地ナンバープレートは町の紋章として地域の人々に親しまれ、地域の愛着が深まることが期待されるものと考えます。また、上三川のオリジナルナンバープレートをつけたバイクが、町内はもちろん、町外を走ると、走る広告塔としてPR効果があるのではないのでしょうか。上三川町をPRすることは、地方創生の一環としてもオリジナルナンバープレートの検討が必要と考えます。

そこで質問ですけれども、本町においてのオリジナルナンバープレートの導入の考えはあるのか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご当地ナンバーの町での交付対象である原動機付自転車のナンバープレートの作成料は、町では現在、反射式としており、1枚275円で、図柄をつけた場合はデザインにより異なり、500円前後となります。年々、原動機付自転車の登録台数は減少傾向にあり、平成29年4月1日現在では1,162台で、町の人口の約3.7%となります。走行範囲は町内や近隣市町が主であると考えられます。議員ご指摘のとおり、町の紋章としての効果は期待される場所ではありますが、登録台数、走行範囲の面などから、費用対効果の点で検討が必要であると考えております。

県内でも、議員おっしゃいましたとおり、足利市、下野市等で導入されておりますが、他市町の状況や動向も参考に研究をしていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 答弁ありがとうございます。それでは再質をさせていただきます。

今、配布枚数1,162台ということでしたけど、年平均何枚ぐらいになるかわかりますか、1年間。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 原動機付自転車、これにつきましては、過去5年間で912枚で、1年平均

均としますと182.4枚ということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。それでは、現在の上三川でつくっている登録ナンバーの在庫、例えば、50ccが何枚、90cc以下、黄色いナンバープレートが何枚、125cc以下、桃色プレートは何枚ぐらい在庫があるか、教えていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 今年の8月末現在の在庫数でございますが、白ナンバー、50cc以下が311枚、黄色ナンバー、90cc以下が55枚、125cc以下の桃色が63枚でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。50ccの番号とかいろいろありますけれども、そうすると1年ぐらいで大体使い切るのか、2年ぐらいかかるのか、大体見込みというのはわかりますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 先ほどの平均枚数で今、言った在庫数を割りますと、種類によっては多少異なりますけれども、31年度の後半までになるかと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 もし、このオリジナルナンバープレートを作成するとしたら、型なんかもつくらなくてはいけないと思うんですけども、予算はどのぐらいになるか、おおよそで構いませんけれども、わかれば教えていただければなというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 先ほど町長答弁にありました500円前後、これはデザインのみということで、形は成型のままでございます。そのデザインにより異なりますけれども、500円として計算した場合は、最低で500枚ということで業者のほうに発注しないととれられないということで、500円×500枚、それに現在の消費税は8%なので計算しますと、27万円ぐらいが必要かと考えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうすると、今、27万円と言いましたか、何かすごく安いなという感じがしたんですけど、何かすぐできそうだなみたいな、そんなイメージを持ったんですけども、その辺は、ほんとうに27万のできるのであれば、ぜひ前向きに検討していただけたらうれしいなというふうに思いますので、よろしく願います。

町内でも、バイクに乗って配達している新聞配達員ですとか郵便局員さん、牛乳屋さん、銀行員さんなんかもおられます。また、デリバリーで、バイクですと町内をめぐっている方もかなりいますので宣伝効果があると思います。また、かわいいナンバープレートを見ると、ああ、どこの町かななんて見



ますので、そうすると、上三川町はこんなかわいいナンバープレートをつけているんだなんていうPR効果もあると思いますので、ぜひ、前向きに検討をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 通告に従いまして、私から3点の質問をさせていただきます。

まず、1番目に、がん対策について。日本人の死亡原因の1位はがんですが、部位別の罹患者は、男性の場合、大腸、肺、胃が上位を占めているが、女性の場合は乳房が最も多く、年々増えており、今や11人に一人が乳がんを患うと言われ、女性にとっても恐ろしい病気です。しかし、乳がんは、がんの中でも早期に発見し治療すれば、高い確率で治癒するがんの一つとされています。

そこで、私からは3つの質問をさせていただきます。

1番、30歳代の受診率はどのくらいか。

2、子どもを連れて受診に来る人はどのくらいか。また、その子どもについてどのような対策を講じているか。

3、検診において高濃度乳房を知らせる考えはあるか。

この3つの答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町が30歳代の方を対象にしているがん検診は、乳がん、子宮がん検診がございます。昨年度の受診者は、乳がん検診が385人、子宮がん検診が384人で、30歳代女性の約2割の方が受診しております。

次に、2点目の、子どもを連れて受診される方の人数については把握しておりません。子ども連れの方への対策としては、いきいきプラザを会場とした検診で、生後2カ月から小学校就学前までのお子様は、事前に予約をしていただければ、施設内の託児室を無料で利用できるようにしております。

次に、3点目のご質問の高濃度乳房とは、脂肪が少なく、乳腺の密度が高い乳房の構成のことでござ

います。乳がん検診で実施するマンモグラフィー検査では、高濃度乳房の方は乳房の大部分が白く映り、乳がんなどの異常が発見されにくいとされています。本町では現在のところ、高濃度乳房などの乳房の構成に関する判定結果は通知しておりません。

現在、国が乳房の構成に関する判断基準や高濃度乳房と判定された方への対応などについての検討を行っておりますので、町としては、国の基準等が示された後、対応したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ありがとうございます。県でがんの受診率を調べたところ、約4割近くになってきてはいるんですけども、ちょっと前にフリーアナウンサーの方ががんで亡くなられて、がんに対する認識というか、ブログを通して、若いお母さんたちが乳がんに対する考え方が随分広まってきていると思うんですけども、やはり30代って子育て世代で、がん検診もなかなか難しかったり、行きづらかったり、それから、まだ私は大丈夫というふうに思っている方がいらっしゃると思うんですね。2割というのは、これは、町としては多いと思いますか、少ないと思いますか、伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまの30歳代の女性の方の子宮がん、乳がんの受診率の件でございますが、ただいま町長が答弁いたしました約2割の方が受診している、この2割と申しますのは、町民全て、この年代の方の人口から割り出して大体2割ということでございます。それで、実際、県などで受診率を集計するときの対象者の出し方というのはまた別にございまして、国勢調査の人口から就業者、会社などにお勤めしている方の人口を引いた残りのものを計算のときの分母ということで受診率を計算しております。そちらの受診率の計算の仕方で行きますと、乳がんの検診は、30歳代で65.8%、こちらは全年代ですと45.5%となっておりますので、30歳代は平均より高い。また、子宮がんにつきましても、30歳代の受診率は65.6%となっております。こちら全年代の受診率が37.8%でございますので、平均からしますと高い状況になっているということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ほんとうに65.8%って聞いたときには、すばらしいなって私も思って、もっともっと低いかないというふうに思っておりました。どうしても、子育て世代だと、子どもを連れていくとか、誰かに預けていくとか、そういう中で、自分のことは後回しになってしまうような状態だと思うんですね。その中で65.8%というのは、ほんとうに町としては進んでいるのではないかなって。今後とも、がん検診を進めていただけたらなというふうに思います。

そして、2番の子どもを連れてこられる方というのは、2カ月から幼児期まで、小学校に入る前のお子さんっていうのを預ける人というのは、どのぐらいいらっしゃるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 昨年度の数字でございますが、42人の方が利用されております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 42名は、その検診の間に42名ということですね、はい、わかりました。私個人としては、もっともっと若いときからがん検診をやったらいんじゃないかなというふうな思いもありまして、20歳の成人式のときのお祝いの乳がん検診とか、そういうのもあったらいいんじゃないかなと思うぐらい、女性の乳がんというものは、精神的にもつらいものもあります。それから、早く見つければ治るけれども、結構、乳がんそのものは、予後も悪いですし、大切な臓器のそばでもありますので、ほんとうに若いうちから検診になれていくという形で、今後いろいろ、もっともっと対策をしていただけたらなというふうに思います。

そして、3番目の、町では今は国の様子を見てからというお話を町長からいただきましたが、高濃度乳房というものは病気ではありませんし、それは乳腺にできるのが乳がんなので、高濃度乳房というのは、乳腺が多い人だということで、発がんのリスクは画期的に高くなるというか。4割の女性が、その高濃度乳房だと言われているんですね。今回、私も町の検診を受けまして、「私が高濃度乳房かどうかを知りたいです」と言ったら、「いや、それはやっていないので」みたいな軽い感じだったんですが、ほかの自治体を調べてみると、アンケートに「高濃度乳房を知りたいですか」というのが書いてあって、そこに○をつけると知らせてくれるという形なんですね。それで、国がどうか、こうとかじゃなくて、知りたい人がいるならば、それは知らせるべきだと私は思いますが、その辺のことはいかがでしょうか。答弁を願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 確かに、その方個人の乳房の構成、これは個人情報ですので、当然ご本人にはお知らせするべきものと思います。ただ、先ほど町長も答弁しましたように、現在、国におきまして、具体的に、この乳房の判定基準、こちらが定まっていないため、仮に町独自で基準を設けて実施した場合には、本来、仮に国の基準があったとして、通知すべき方に通知できない、あるいは、逆に、しなくてよい方に通知してしまうというようなデメリット、こちらがございます。また、こちらは国の厚生労働省のワーキンググループでございますが、そちらでJ-STARTという調査をやっております。これは、国の検診の比較試験を行っているものではございますが、そちらのワーキンググループからの国への報告という中で、現状では各自治体で通知のための体制整備ができていない、こういう状況での通知は時期尚早であるというような報告もされております。

また、そのような中、国におきましても、通知の必要性については認識しておりまして、今その方法について、やはりまた別のワーキンググループで検討しているところでございますので、そちらの結果が出てから町のほうとしては対応いたしたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 町の検診では、私も今回受けましたが、マンモグラフィーとエコーという感じの2つを受けています。そういう高濃度乳房の方は、マンモグラフィーはほとんど機能しないのと同じなので、エコーだけが頼りになるわけですね。そうすると、人間ドックでの乳がんのときのエコーと、町の検診のときのエコーの仕方がちょっと、今回、雑な感じを受けて、やっぱり、ほんとうにそのエコーだけ、例えば、高濃度乳房の人だったら、マンモグラフィーは当てにならない、じゃあエコーだ

け、エコーもちょっと、パッパッパッとやる感じで単純で、そのエコーだけで、「あなたはがんではありません、シロですよ」という形になってくるのはちょっと不安があるというふうに感じます。そうしたときに、じゃあ、国のやつを待っている間にがんになっちゃったらどうするの？ と、そういう考えもありますし、時期尚早ではあるけれども、町単独で、じゃあお知らせしてという形で、国が出てきたら、じゃあ、またそれに合わせるという形ではだめなんですかね。

例えば、エコーだけで何でもなくても、もしかして、もっと違う検査をしたらがんが見つかるかもしれない。だけれども、マンモグラフィーでは映らないから、あなたはシロというふうに決めていいものなんでしょうか、その辺の考えをお伺いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、先ほど議員がお話のように、上三川町におきましては、30歳代につきましてはエコーの検査のみ、40歳以上につきましては超音波、エコーとマンモグラフィーの併用ということで実施しております。超音波検査につきましては、先ほどちょっとお話ししましたJ-STARTという国の検証比較試験によりまして、感度、がんをがんとして判定する精度のことなんですけど、その感度、及びがん発見率が上昇するという結果は得られております。しかし、死亡率の減少効果は明らかでないということも出されておまして、全国的に行うには実施体制が、人的資源を含めて十分に整っていない現状であるということで、現時点では、町が行います住民健診、いわゆる公共政策として行う対応型健診としては適切な方法ではないと国のほうでは捉えております。

国の方針としましては、現状では、先ほど言いましたように、マンモグラフィーのみ、それも40歳以上、2年に1回で実施しろというのが国の指針でございます。しかし、先ほど申しましたように、感度、また、がんの発見率が上昇するという効果は実際にございますので、本町におきましては検査機関のほうで検査の体制も整っているということで、町独自の取り組みとしまして超音波検査を導入している状況でございます。

また、高濃度乳房の通知につきましては、先ほどもデメリットがあるということをお話しさせていただきましたが、乳がん検診だけにとどまらず、検診の場合には、不利益と言われるようなものがありまして、擬陽性、擬陰性、それに伴います過剰診断などというようなデメリットについても指摘されているところがございます。町独自に実施した場合に、そのようなリスクが増える可能性もございますので、国のほうでしっかりと指針を出していただいた上で、町としては対応したいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 国も、下野新聞によると、今年には報告のほうでいくというふうな方向性がありますので、それがもう決まり次第、我が町でも、やっぱりそれは知らせていくべきだと思うんですね。それは病気ではないので、その人の体質というか、ですが、完全に、確実にリスクは高まるということ、本人も知らないうちに、ああ、私そういう体質だったのに知らなかったわという形でがんに向き合わなくてはならないというのはとても残念なことだと思いますので、国の指針が出たら早急に町でも実施していただけるとありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、結婚支援についてですが、町民の方からこういうお話をいただきました。入籍の折り、

あまりにも形式的で、何かあればいいのにとの町民の声が私のところに届いたんですね。新しい出発に町としてもともに祝うことが、新しい家族をつくるスタートとして、そしてそれが、幸せな家族が、お子様ができて、子育て支援につながり、上三川町に永住していただくことにつながっていくと思います。

そこで、私から3点ほど伺います。入籍した町民にお祝いを差し上げる考えはあるか。

2番、記念に残る婚姻届を作成する考えはあるか。

3、「かみたん」と記念写真ができる、おめでとうボードみたいなものをつくる考えはあるか、この3点を伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町は現在、婚姻届を提出された町民の方へお祝いを差し上げることはしていませんが、当町に婚姻届を提出されたお二人と当町とのご縁が深まるよう、お二人の門出に結婚証明書を記念品として差し上げるよう作成を進めているところでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

昨今、ご当地婚姻届が見られるようになっております。これらは、当該市町村をイメージする独自のデザインであり、町のPR効果も期待されているところでございます。本町においても、ご当地婚姻届を作成していきたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

婚姻届の際に記念に写真を撮りたい旨の申し出がこれまでも年に数件ございました。その際は、お二人のご希望の場所で職員が記念撮影に対応しているところでございます。婚姻届を提出した幸せな瞬間に当町に届け出をした記録を写真に残せるよう、2階にあるブースを利用した記念撮影を実施していく考えであります。あわせて、窓口や広報、ホームページにおいて記念撮影ができる旨のPRをしていく考えでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 結婚証明書というものは、どのようなものをつくるということですか、答弁をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 今現在考えていますのは、A4判で、こんなものを考えております。お名前と日にちを入れて、「かみたん」のデザインをしたものというものを、もう少しいい紙でつくって、その日にお渡しできるような形で考えております。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 入籍のときには、この婚姻届を出して、そして、婚姻届を出した後に、何か受理証明書という、こんな立派なこういう賞状があるそうなんです、これは1,400円かかって、達筆な人が字を書いてくださるんですかね、こういうものがあるということをおはちょっと知りませんでしたけれども、こういうものが何か上三川にはあるそうなんです。これ、とても立派な賞状です。

ど、若い二人に合いますかねという感じがちょっとして、先ほど、かわいらしいのをつくってくださるということだったんですが、東京都の立川市ですね、プレミアム婚姻届という写真とかも入るような形で、これも複写をしてそこに入るような形になっているんですね。そういうお祝いの気持ちをあらわすというのは、ほんとうに二人の門出を町全体でお祝いしているんだよというふうな感じが捉えられて、その二人にも、とても幸せな気分になっていただけたらと思うので、せっかくだらば、ちょっと立派なものというか、これが1,400円するんだったら、立派なものをつくって、お写真が入ったりとか、それから、こういう複写をして、こういうものが添えられたりとか、二人の写真が入ったりとか、そういうふうなものをつくる、そういう考えはありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 今回、結婚証明書をつくるということで、この証明書の中に写真を載せられるような形で、こういうもの、これをつくろうと思っています。今、海老原議員がお持ちの証明書なんですけど、それは法的に証明できる証明書で、今回つくる結婚証明書、これについては法的なものではなくて記念として残せるような形のことを考えております。一応、町で印刷して費用がかからないということで今回は考えました。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 財政が厳しい中でつくっていただくので費用がかからないほうがいいのはいいんですけど、赤ちゃんが生まれたときに配るものは、もうちょっと何か、コピー用紙ではなくてもうちょっと立派ですよ、何か、見せていただいたのは。やっぱり結婚の門出なので、A4でペラっとした紙をもらうよりは、もうちょっとお金をかけたほうがいいと思いますが、その辺、もうちょっと考えていただいた方が、もらった方が、えっ、みたいな感じにならないように考えていただいたほうが、2人の門出を祝う大切なものですので、お金はかからないほうがいいんですけども、もうちょっとかけたほうがいいんじゃないかなと思いますので、その辺、考えていただきたいなって思います。じゃあ、それは、いいものができることを期待して、よろしくお願いします。

最後になりますが、保育園における障がい児の受入対策について、4点ほど伺います。

特別な支援が必要な子どもを受け入れた場合の本町の補助はどのようになっているか。

2、加配職員はどのような形で配置されているか。

3、委託料体系が変わり、園、保護者の要望はどのようなものがあるか。

4、委託料を増額する考えはあるか、の4点を伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

私立の保育園におきまして、特別な支援が必要な児童を受け入れ、かつ主任保育士を補助する職員を配置した場合に、本町が交付する補助金や交付金はございませんが、町が私立保育園に支払う委託料には、国が定める公定価格の算出におきまして、養育支援の加算がされる仕組みがございます。また、町独自の基準で、障がい児保育分の委託料加算も行っております。

次に、2点目についてお答えいたします。

対象となる障がい児が、集団保育において特別な配慮が必要であると保育園が判断した場合、主任保育士の負担を考慮し、必要に応じて主任保育士を補助する職員を配置することになります。

次に、3点目についてお答えいたします。

町の障がい児保育委託分の加算につきましては、平成27年度に障がい児対応補助職員を配置した保育園に対し、加配された職員の障がい児保育の状況について聞き取りをした上で、翌年度に委託料加算額につきまして見直した経緯がございます。この見直しに対しまして、当該保育園から委託料の増額について要望がございました。一方、保護者からの要望はございませんでした。

次に、4点目についてお答えいたします。

町独自の障がい児保育委託分の加算につきましては、障がい児の受入人数や保育の状況に応じて増額になることがございます。また、国の基準による療育支援加算につきましては、各保育園に対し、加算の要件など、制度の内容を改めて周知してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 平成27年というと、今から2年前、平成27年に変わったというお話ですが、2年前、16万7,000円が支給されていたのが1人4万円になったという話を各園の園長先生からお聞きしたんですけれども、それはどういう理由でそのように変わったのかをお知らせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 平成27年度に、その障がい児保育に対する委託料の加算を初めて行いました。そのときには、1人の保育士を加配した場合に16万円というお金を加算したという経緯がございます。平成27年度は初めてであったために、その後、該当する園に状況のほうを聞き取りをしました。障がい児に対してどのような保育対応を行ったかというような内容で聞き取りを行ったものでございます。その際に、加配された職員が該当する障がい児につきっきりで保育をされていたということではなく、別な健常のお子さんに対しても保育の業務に当たっていたというケースが見受けられましたので、加算の目的であります障がい児の保育のための配置というような判断をすることは、ちょっと困難であるという状況でございました。

また、町では、障がい児に対する基準保育士の数をお子さん4人に対し保育士1人というような基準を設けております。障がい児が1人であったとしても、4人であったとしても、同額であった場合に、他の保育所、保育園との公平性が欠けるため、お子さんが1人に対してということであれば16万円の4分の1の4万円を、ということで平成28年度に見直したということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今回、私は、いろいろな園の園長先生とお話をする機会をいただきまして、4万円で、障がい者がいたときに、じゃあ、保育士を雇えますかねと、だから、役場から来た書類も見ないまま、そのままこっちに置いてありますというようなお話をいただいて、先ほど町長の答弁の中にも、そういう、お金、それがありましたというお話をいただきましたが、各園長先生は、やはり1人4万円というふうに割り切れるものなのかというようなお話をいただいています。

例えば、障がい者がいて、その障がいの内容にもよりますけれども、たまたま見たその子が、その先生が障がい児ではない子を見ていたかもしれないけれども、障がい児を見るというのは、多動だったり、アスペルガーだったり、いろいろなお子さんがいる中で、その中でその子がほんとうに町の保育園の中に安心していただけるためには加配職員は必要だと思えますが、4万円で加配職員をつけるって、保育士もなかなか見つからない中で、とても厳しいと思うんですが、その辺はどのように考えているか、お伺いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 この4万円につきましては、あくまでも委託料の加算という考えでございます。その4万円で加配された保育士さんの賃金を払っていただきたいというような内容のものではないということでございます。確かに、該当する保育園のほうから、4万円では足りないので増額してほしいというような要望等はございますが、あくまでも、今のところ、加配の目安としての基準として設けている4万円でございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 来年の4月から大山保育園が民間になりまして、公立の保育園が0になります。その中で、例えば、民間の企業という形になったときに、民間の保育園となったときに、やっぱり、赤字を出してまでというのはおかしいですけども、そういうふうな中で障がい児を入れてすごく大変な思いをするならば、「障がい者はノー」と、もし保育園が言い出してくるとか、そういうことは考えませんか。答弁願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 その辺も考慮して、国のほうではその委託料に対する公定価格の加算という形をとっております。先ほど町長のほうの答弁からございましたように、主任保育士が配置され、さらにその主任保育士を補助する職員を配置した場合に、国のほうからも委託料の加算をしているということでございますので、それで対応していくものだというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 福祉課長、受け入れないというところが出たらどうするんですかと。

○福祉課長【田仲進壽君】 その受け入れないという保育園が出た場合には、先ほども町長のほうから答弁がありましたように、国のほうから加算がございましてということをご理解いただいた上で、受け入れに対応していただきたいというようなお願いをするということになるかと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今回、壬生町と下野市と、ちょっと行ってお話をしてきたんですけども、壬生町は、そういう障がい者のお金が0だったのが7万円ぐらいに切り上げたんです。下野市は2万から7万5,000円になったというお話をちょうだいして、減らしているところってないっていか、増やしていくところはあっても、減らすところはないと、今、私が調べた限りではなんです。そういう中で、宇都宮市としては、審査会があって、重度、軽度という中でお金が変わっていくという形みたいなんですけれども、本町は重度でも軽度でも中度でも1人4万円という形になるという形ですか、答



弁願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 本町の障がい児保育の実施要綱では、その障がいの程度については問わな  
い要綱になっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ある園の主任の園長先生がおっしゃっていましたが、多動のお子さん  
だと、ワッと走って行って木に登っちゃったりとか、1人に1人つかなくちゃならない、命を預かっ  
ている現場なんだという話をしておりましたけれども、障がいの重さについて関係なくて、1人4万円  
でというふうな形だと、どれだけ現場の保育士さんは頑張っているんだろうと、私、各保育園を見て、  
ほんとうに頑張っている中で、なぜそこを、とり方は変かもしれないけれども、何か切り捨て  
られたというイメージがちょっとあるというふうな意見もあるんですけど、そういう考えはありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず、前提として、保育所に入所する際に、そのお子さんが集団保育に対  
応できる、適切に実施できるというような前提で保育所入所が認められるということがございますので、  
基本的に、集団保育の中でそのお子さんが保育に対応されるということが根底にあるということをご理  
解いただきたいと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 それは基本なので存じ上げているつもりなのですが、親の中には、自  
分の子どもが障がいを持っていても認めない親がいるっていうお話ですね。そうすると、いや、あなた  
のお子さんは障がい者ですからこの保育園は入れませんよというのは、役場のほうでそのお母さんに理  
解させてもらうことはできるんですか、答弁願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 最終的にその障がい児を受け入れる、受け入れないということは、各保育  
園に照会をかけた上で、受け入れられるかどうか、それを親御さんにお伝えするというような流れにな  
るかと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、それは保育園任せということですか。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 町のほうから、その障がい児の受け入れを要望することはございますが、  
強制するまでには至っていないのが現状でございますので、最終的な判断は各保育園で、ということが  
ございますのが現状です。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 各保育園が、ちょっと無理ってなった、その障がいを持つお子さんの行き先はどこになりますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 最終的に保育のほうはご自宅で見ていただく形になろうかと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 最終的にはご自宅で見るとのことだと、ちょっとどうかなというふうな感じはあります。障がい児の微妙なところ、保育園のときは、まだ個人差がものすごくあって、グッと伸びる子もいれば、ほんとうに障がい児でみんなと一緒にいられないという子もいますけれども、その中で、やはり親御さんは、この子は小学校に行ったら、絶対にもうついていられない。だけど、保育園の時点では何とかこの保育園でみんなと、一般の健常の子と一緒に過ごさせたいのだというふうに願っている親もいるという話を園のほうから聞きました。そういう中で、保育士さんたちは、ほんとうに頑張っていて、ほんとうに頑張っている。なかなか保育士が見つからない中で、各園とも、どの園とも、どの園長先生とも、どの保育士さんも頑張っている姿がとてもあるんですが、その辺をもう一度考えて、もう一度この補助体制を見直すということは、考えの中にはありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 子ども・子育て新制度の施行に伴いまして、障がい児支援の充実についてということで、国のほうでも、その充実を図るよう、各自治体のほうに通知しております。その中で、優先利用、それから、受け入れに対する財政支援の強化、そういったものも国のほうから示されております。ですので、本町においても、最終的には、そういった支援について調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 確かに国の方針とか、そういうふうな形で、町としては国の方針に沿ってというふうな形はあると思うんですけども、この障がい者の加配に対する補助金というのは、国ではなくて、市だったり、町だったり、単独で持てるものではないんですか。国の制度でみんなお金が決まっているわけではないですよ。町単独で、例えば、宇都宮市だったら宇都宮市、下野市だったら下野市、上三川町だったら上三川町と、その町で考えて実行する施策ではないんですか。その辺を伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 この障がい児保育に対する委託料につきましては、町、市が独自に設定をして各保育園にお支払いするものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほどの答弁の中に、1人でも16万円、4人でも16万円じゃ不公平だから1人4万円にしちやおうみたいな感じの答弁だったと思うんですけども、例えば、重度の子を一人と、軽度の子を2人と、軽度の子が3人とか、それだと同じ1人でもちょっと違うと思うんですね。保

育士を雇うにしても、やっぱり、障がいを持っている子を保育する人には、ある程度、保育の技量というか、そういうのがある人に来てもらいたいという親御さんの意見も聞くんですが、そういうことは園と役場との連携はどのようになっていますか、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 その障がい児に対応する保育士の技量につきましては、各障がい児に対応している保育園のほうから細かな相談は今のところはございません。委託料の増額についてのご相談はいただいているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 宇都宮市だと審査会みたいなものがあるんですが、上三川町はその審査会みたいなものを持っていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 上三川町障がい児保育実施要綱の中で審査会の設置のほうをうたっています。内容的には、委員を福祉課、子ども子育て係長ですとか、町の保育士ですとか、町の保健師などで構成された審査会でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その審査会は、どのぐらいの間隔というか、どういうふうに行われていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 障がい児をお持ちの保護者の方が入所の申し出をした際に、そのお子様の状態、障がいをお持ちになっている状態を記入していただくところがございます。そこで判明した場合、そのお子様を保育園に入所可能なかどうか、そういったことを、その都度、その都度、審査会に諮っているところでございます。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その審査会に園のほうからはどなたか出てくる形はありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 構成するメンバーの中に園のほうからということはございません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ある園の園長先生が、その障がい児が割り振られたときに、わからないというか、エエツミたいなところがあったというようなことがあるんですが、そういう連携というのがもうちょっととれるといいんじゃないかなというふうに思います。そして、やはり、もう一度、ほんとうにその園がどのように困っているかという声をもう一度聞いていただきたいと思うんですが、その辺のことはどう思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 その入所前の申し込みの段階での障がい児の状態の聞き取り、それから、入所後の保育園での保育の状況、そういったものを今後は密に聞き取りをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 これでほんとうに最後になりますが、委託料をもとに戻すというのは考えられませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 先ほど国のほうからの方針もございますので、今後、町のほうの独自の委託料につきましても調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今、障がい児というのは15人に1人とされておりまして、グレーという言い方はおかしいかもしれませんが、ちょっと怪しいんじゃないかなというお子さんも保育園によってはとてもたくさんいるそうなんです。そういう中で、ほんとうに先生たちは頑張っていて、はた目には、遊んでいるだけじゃないかというふうな方もいらっしゃるという声を聞いたという話も聞いて、私はちょっと残念に思うんですけども、一番、一番、一番、心を育てる大切な時期ですので、その障がい児のお子さんにとっても、健常児のお子さんにとっても、そういう子がいるのだということを教えるということも大切な時期だと思いますので、先ほど、教育長のほうから、同僚議員が話していた、29名の先生たちが中学校はついているというようなお話を、その中で子どもたちを一生懸命育てようというふうに、片方はやっているわけですね。片方の保育園、手がかかります。0から4、5までです。その中に障がい児が入っていて、その子に手を取られて、健常児の子も、まだまだ何かちょっと、先生がもうちょっといたらなというふうに思っている、そういう中で保育をしている先生たちの意見とか、それから、園長先生の意見とかをもっともっと密に聞いていただいて、そして、もう一度見直しをしていただきたいなと私は思って、今回の質問を終わらせていただきます。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく2点、お伺いいたします。

まず、第1点目に、3月の議会でも質問させていただいたのですが、意見箱への投書の扱いについて、3点お伺いいたします。

まず、投書を受け付けるのは何課なのか。その後、質問の内容により各課へ回されるのか。

2つ目が、投書した方への回答の有無は、誰が、どのように判断をするのか。

3つ目に、回答の期限をどのように考えているのか。

以上、3点、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 枝 博信君 登壇)

○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問の1点目と2点目につきましては、関連しておりますので、あわせてお答えいたします。

意見箱につきましては、町の広聴事業の一つとしまして、「町政にあなたの声を」という事業を実施してございます。寄せられた意見等につきましては企画課で受け付けをしまして、全ての意見等を町長に報告してございます。意見等に対します回答の有無につきましては、回答を求められていないときや、匿名のときなど、回答を要しないものは、町長メール等事務取扱要綱に定められているため、企画課において判断してございます。

寄せられた意見のうち、回答を要するものにつきましては、所管する課へ回答の作成を依頼しまして、町長が確認した後、回答してございます。回答を要しないものにつきましては、関係する各課へ情報として提供しまして、業務の改善に活用してございます。

ご質問の3点目につきまして、お答えいたします。

寄せられた意見等につきましては、受け付けた日から原則1週間以内に回答を行うようにしておりますが、回答するまでに時間を要してしまう意見等に対しましては、その旨をご連絡を差し上げまして対応してございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 回答の要、不要は企画課のほうで判断されるということによろしいんですかね。はい。そうしますと、その後、回答が必要ということであれば、各課へ当然回されるのかなと思うんですけれど、意見の内容いかんで、例えば各課で議論されると思うんです、どういった回答をするかということ。その場合、当然、複数の職員の方が参加されるということでもいいんですか、その議論の場というのは、はい。そうすると、当然意見が分かれるかと思うんですね、その判断が。そういった場合にはどのように意見の取りまとめっていうのをされているんですか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 所管課のほうに回されまして、その中で所管課のほうでまとめて回答するわけなんです、その中で議論があるだろうということですが、その議論の中で、その所管課のほうで最終的には、係長がいて、補佐がいて、課長がいます。その中で意見のほうは取りまとめといいますか、回答をつくっていただきまして、最終的には町長のほうに回答を見ていただきまし

て、回答を出しているような状況でございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 済みません、質問がまた戻ってしまうんですけど、企画課のほうで回答の要・不要をご判断されるということだったんですけど、その回答する基準というのはどういったところに置かれているのか。当然、その判断の責任者というのは課長さんでよろしいんでしょうか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほど答弁させていただきましたが、上三川町の公共事業、町長メール等の事務取扱要綱、これがございます。これの中で、「町政にあなたの声を」という事業で実施してございますが、これにつきましては、この要綱の中に、まず、取り扱わないもの、受け付けしないもの、これについては、1つとしては誹謗中傷のようなもの、それと、町政等に関係のないもの、また、取り扱うことが不適当と判断するもの。どんなものかと言いますと、例えば、個人的な利害に関することであるとか、営利、営業目的が明らかなもの、趣旨が不明で不明確なもの等については取り扱わないと。また、回答を要しない場合、これにつきましては、意見等において、ご本人のほうから、回答はいいですよと求められていないもの。2つ目としましては、意見等が匿名のもの。3つ目としまして、町長のほうで認めるものということで、この要綱によりまして処理させていただいております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうしますと、その意見箱の中に投書されたものの中には、回答は要らないよというふうにもう事前に書いてあるというものもあるということですよね。はい。

それでは、前回の質問のときに、この意見箱、つまり公聴事業についてはさまざまな手法で、多くの町民の皆様からのご意見、ご要望、ご提案を伺う機会を設けておりますとの答弁をいただいております。さらに、平成27年度の意見の合計は28件、対応を行ったものが8件というものも答弁をいただいておりますが、28年度の実績はいかがだったのか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 28年度の状況でございますが、提出されました意見の数でございます。全体で24件でございます。そのうち、回答しましたのが11件、匿名のものが11件ございました。それから回答不要というものが2件ございました。合わせまして24件でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうしますと、ホームページには4件、今、回答が載せられているんですけど、前回の答弁のときに、前回はホームページで公開されていなかったもので、今後どうですかというお話をさせていただいたんですけど、その結果が今回このように4件、ホームページ上に載せられたのかなとは思っているんですが、その書式等が固まれば、ホームページのほうでも、全体ということではなく、広く町民の方に影響があるもの、お知らせしたほうがいいもの、それについては公開していきたいと思っておりますということなんですけれど、この4件がそれに当たるのかなと思うんですね。

ちなみに、そのラインというか、どういったところで広く町民の方に影響があるもの、それから、お知らせしたほうがいいものというのを、多分、今の答弁だと11件は回答されているのかなと思うんですけど、残り7件というのがこういったものに当たらなかったというのは、どういった判断でされているのか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 どういったことかといいますと、やはり、個人が特定されるようなもの、これについては控えさせていただいております。また、今、議員さんのほうがおっしゃられましたように、公表するこういった意見につきましては、まず、提供された方が特定されないような意見でございまして、多くの町民の方に周知を図っていったほうがいいもの、これについて公表してございます。

ただ、今回4件公表してございますが、これにつきましては、他市町の状況等、ほかの市町さんの状況の中でも、やはり公表しているものもございまして、どんなものを、どんなやり方で公表するのが一番いいのか、これにつきましては、ちょっとまだ調査研究を進めている段階でございまして、今後、対応させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ぜひ、調査研究のほうを進めていただいて、個人が特定されるものというのは、確かに公表はまずいいのかなと思うんですけど、それ以外のものであれば、なるべく公表して、町のほうでこういった対応をされているというか、しているというのを広く公開してもいいんじゃないかなと思うので、ぜひ、よろしくお願いします。

4月から、意見箱というか、投書箱のほうがいきいきプラザのほうにも設置をされているのかなと思うんですが、今年度は今までの、4月から、4、5、6、7、8、5カ月間でどれぐらいの意見が寄せられていますか。可能であれば、町民ホール、それからいきいきプラザ、それぞれの件数を教えてください。あと、その中で回答済みのものであれば、何件回答しているのかということも教えてください。よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 全体で申しますと、29年度につきましては13件、意見のほうをいただいております。そのうち、匿名のものが9件ございます。回答につきましては2件を回答してございます。また、2件につきましては、回答不要ということで、全体で13件でございます。

なお、今、議員さんがおっしゃいましたいきいきプラザのほうと役場のほうとは、ちょっと今、資料がございません、分けて持ってきてございませぬので、もしあれでしたら後ほど答弁させていただければと思います。申しわけありません。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それで、今も匿名というお話があったんですけど、匿名の投書以外では全て回答しているのかなと思うんですけど、先ほど回答の期限はおおよそ1週間以内、内容によってはもうちょっと時間がかかるというようなお話だったんですけど、投書の内容が、例えば大局的な問題とか、あとは道徳的な問題など、行政では消化しづらい内容の場合というのは、全て回答しないで済ませ

ているのか、それとも回答できないといった場合には、匿名の方を除いて、また回答不要とも書いていない方に対しては、回答できない旨の通知というのをしているのかどうかというのをお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 匿名以外でも、住所が書いてなかったり、ちょっと連絡がつかないもの、これについては、まず回答できないということでございます。また、誹謗中傷ではないですが、特定の個人の方の、例えば、意見であるとか、これについては町及び町長のほうでもちょっとコメントはできないというものもございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 では、その場合に、そういった旨の回答というのをしているのかどうかというのはどうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 できない旨の通知のほうは差し上げてございません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 具体的な回答というのができないのであれば、その旨の通知というのは、その理由を付して行くべきじゃないかなと思うんですけど、そういった考えというのはございませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 おっしゃられますように、やはり、回答については必要かと思われま。す。ですから、今後、またその内容にもよりますが、できるだけ、できない旨の通知ですか、これについてもちょっと検討させていただければと思います。

それと、先ほどの全体で13件で申しました、今回、そのうち町民ホールのほうが5件、いきいきプラザのほうが6件、箱のほうには11件でございます。それとメールで2件来てございますので、合わせまして13件となっております。申しわけありませんでした。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 投書の内訳のほうはありがとうございました。

先ほどというか、今も答弁をいただいたんですけど、やはり、回答できないものであったとしても、そういったその旨の理由を付して回答していただくということが必要なのではないかとはい思います。当然、物事には終始一貫という言葉があつて、どのような内容であっても、投書された意見というのは、行政にとっても貴重なものだと思うんです。それを粗略に扱うべきものではないのではないかとはい思いますので、終始一貫をもって、中途半端な対応というふうに終わることのないように、ぜひ、配慮していただいて、今後はそういったものに対しても回答をしていただければと思います。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。

人口問題についてということで、やはり3点、お伺いさせていただきます。

本町上三川町では、平成22年に人口のピーク値、3万1,621人に達し、平成24年以降は、社会減のマイナスが自然増のプラスを大きく上回ることにより、人口減少の局面に突入していますが、今



後、町ではどのように人口減少の抑制、歯どめを考えているのか。

2番目に、町では少子高齢化、定住人口の減少など、さまざまな問題に対し具体的な取り組みをしているのか。

3点目に、交流人口の増加が雇用を生み出し、定住人口の増加に結びつくと考えられますが、町では交流人口の増加に向けて具体的に取る考えはあるか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

人口減少対策につきましては、本町が将来に向けて発展していくための最重要課題として位置づけをしており、第7次総合計画や「上三川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めます各種施策を実施することにより、人口の減少傾向を可能な限り抑制してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

少子高齢化、定住人口対策では、人口減少克服のために策定いたしました「上三川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げた事業を実施しているところでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

交流人口の増加に向けましては、企業誘致による雇用創出や、観光による入込数の増加に取り組んでいるところでございます。雇用創出に関しましては、現在、本町には企業を誘致できる産業団地がないことから、新たな産業団地の整備を進め、企業を誘致していくことにより雇用創出を図ってまいりたいと考えております。また、観光に関しましては、既存の観光資源の周知や魅力向上に努めることにより、観光客入込数の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、再質のほうに。平成22年のデータになりますが、上三川町は平均年齢、それから65歳の高齢人口の割合、どちらも県内最下位、まあ、若い町ということが言えるかと思うんですけど、しかし、平成27年に作成されている、こちらに上三川町人口ビジョンというものがあるかと思うんですけど、これで予測されている数値や、それから、その他の資料等で、15歳から64歳までの生産年齢人口を、65歳以上の老年人口で割った数値を国と上三川町で比較してみると、まず、国のほうは、平成22年は2.8人で1人の65歳以上の方を支えていたものが、平成52年、今から23年後では1.5人で1人を支えることになっています。それが、当町上三川では、平成22年は4.1人で1人を支えていたものが、平成52年では1.55人、約1.6人で1人を支えるというように、国は1.9倍、上三川は2.6倍というふうに、国よりもさらに急速な高齢化社会というのを迎えるのが予想されています。

このように、人口減少及び高齢化が進むと、労働人口の減少、それから消費量の縮小、社会生活サービスの低下などを招き、さらなる人口流出を招くなど負の連鎖が続き、ひいては税収減につながるなど、町財政への影響が懸念されるところでありますが、この上三川町人口ビジョンの中にある人口動向分析のま

めに書かれていることについて、今、町では具体的に何か取り組まれているものというのがありますか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それにつきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を今、実際に実施してございます。その中で、やはり今、議員さんがおっしゃいますように、若い世代の就労や雇用の創出、あと、子育て世代、若者の定住の促進、若い世代の結婚・出産・子育て支援、及び学校教育の充実、誰もが健康で暮らしやすい環境づくりということで、この4本の柱をもとに事業のほうを展開してございます。

例えば、1番の目標の若い世代の就労や雇用の創出の中では、地元農業活性化プロジェクトであるとか、まちの名物をつくろうプロジェクト、地元企業交流プロジェクト、商業経営の近代化、商店街再生に向けた検討、起業家等の支援というようなことで、6事業です。また、基本目標の2番の子育て世代や若者の世代の定住の促進の中では、定住支援の推進としまして、空き家対策事業、住宅・宅地の供給促進、定住のための住宅取得支援。町の魅力アップの推進の中では、上三川町住んでよいところPR、上三川町来てよいところPR、水環境のPRと。3点目の若い世代の結婚・出産・子育ての支援及び学校教育の充実では、出会い応援プログラム、妊娠・出産応援プログラム、多子世帯応援プログラム、産後ママ応援プログラム、保育サービスの充実、障がい児の療育支援、特色ある教育活動の推進。目標の4番目、誰もが健康で暮らしやすい環境づくりの中では、がんばれ消防団事業、自主防災組織の推進、安心・安全！子どもを守るかみたんプロジェクト、こんにちは、じいちゃん・ばあちゃん訪問事業、生きがいつくり推進事業、健康づくりの意識づけ支援事業、運動のきっかけづくり支援事業、障がい者の雇用支援事業、音声広報による情報の提供ということで、全部で28の事業を今、推進しているものでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、28の事業を推進中ということで答弁をいただいたんですけど、そういったものの周知、そういったものはどのようにされているんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 これにつきましては、「上三川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」事業ごとの戦略の実績報告書ということで、各課のほうにやっている事業を、先日お話ししました集中改革プランの評価委員会と同じなんですけど、その中で評価を進めていただきまして、今後、常任委員会のほうに報告させていただきまして、その後、議員さんのほうにもお配りしたいというふうに考えてございます。また、町民に対しましては、広報等で、その後になりますけど、周知のほうを図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、これから周知をするということですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 戦略につきましては、今までもう何度か周知はさせていただいてございます。ただ、その評価、報告ですね、28年度に何をやったのか、どういった目標を立てて、どういったところまで来て、今の状況を、一般の方、町民の方に報告するというのはこれからでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 これって、例えば、定住人口の減少を抑制するとか、そういうことですよね、そういったものの施策だと思うんですけど、今実際に、例えば、町内に在住の方とか、あとは町外の方に向けて何か発信をしたりとか、実際に事業の内容というか、そういったものによって何か適用を受けている方とか、そういった方というのはいらっしゃるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 事業によっては、今、準備段階のやつもございまして、これから町外に発信していくというような事業もございまして、ただ、定住関係の事業、定住支援の推進のための事業でありますと、空き家の対策事業、住宅宅地の供給推進、これについては、空き家については空き家の利活用件数、これを、何件を今後活用していくかというような目標を立てまして、32年までにそれを達成していくというようなことで、今、事業のほうは推進しているものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、ちょうど空き家の利活用というお話があったんですけど、多分31年から32年までに10件ぐらいということだったと思うんですけど、空き家の利活用ということで、具体的にはどういったことをお考えになっているんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空き家の定住人口対策につきましては、現在、空き家と思われる建物につきまして、現地及び所有者等の実態調査を行っております。その実態調査で、所有者等が確認できましたら、今後、空き家をどうしていきたいかなどの意向調査を行いまして、それによりまして空き家を確定しまして、空き家バンクによります情報提供等により定住支援につなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 定住支援ということは、賃貸なり、あとは売買という形でお考えということですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 そのとおりでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 賃貸とか売買というのもいいかと思うんですけど、それ以外に何か民泊とか、そういったものというのは考えていらっしゃるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 民泊につきましては、今後、調査研究をしていきたいと考えています。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 平成34年に国体のほうもありますし、上三川のほうには宿泊施設というのがあまりないのかなと思うので、そういったものも含めていろいろと研究していただいで進めていただければと思います。

3つ目というか、交流人口のことでちょっとお伺いしたいと思います。交流人口とは、その地域に訪れる人のことであり、その地域に住んでいる人、つまり定住人口に対する概念になっております。先ほどの上三川町人口ビジョンの中に書かれている、通勤や通学による流入も交流人口の一つに当たりますし、そのほかに、買い物、文化鑑賞、創造、学習、習い事、スポーツ、観光レジャー、アミューズメントなど、交流人口に該当するものは多岐にわたります。

ここで、とても興味深い資料をお伝えしたいと思います。官公庁の推計によるものですが、外国人旅行者10人、宿泊を伴う国内旅行者26人、または宿泊を伴わない日帰りの国内旅行者83人の、その行った先での地域での消費額は、定住人口1人当たりの年間消費額に匹敵するとされているそうです。定住人口1人当たりの年間消費額というのが約124万円、それに匹敵されているそうです。このように、定住人口の減少の歯どめに取り組むとともに、交流人口の増加に向けた取り組みを進めることが本町の経済の活性化の一つになると思いますが、その点、どのようにお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 先ほど町長が答弁されましたが、企業誘致による雇用の創出、あるいは観光誘客数の増加を図りまして、交流人口の増加に結びつけていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 雇用の創出もすごく大事なことですし、産業団地というのも進められているかと思うので、ゆくゆくは雇用の創出も生まれるのかなとは思いますが、もう一つあった観光、観光はなかなか、前回もちょっとご質問させていただいたんですけど、七福神などというお話をさせていただいたんですけど、なかなか観光スポットがないこの町で、例えば、県内で一番の観光スポットとか、1つしかないとかという観光スポットはなかなかないのかもしれませんが、例えば、景色とか建築物、そういったものというのは、一度見たら十分というものも多いのではないかと思います。

最近では、パソコンを使えば、グーグルのマップなんかで世界中の観光スポット、そういったものの建物の中や海の中、そういったものも見ることができる時代なので、そこで何度も訪れてもらう、上三川に何回もその人に来てもらおうというふうにと考えると、何か体験、そういったものに尽きるのではないかと思います。体験であれば何度でも、楽しければしたくなるものであるだろうし、例えば、この町にも市民農園というものがあって利用者を募っていますが、その利用状況というのをお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 現在、上三川町には市民農園ということでは上郷地内に1カ所ございます。区画数は24区画ございまして、現在、全てが埋まっているというような状況になってございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 この貸し出しというのは、上三川町民だけに限定をしているのですか。それとあと、この市民農園を始めた目的というのを教えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 この点につきましては、直接の貸出業務については町の農業公社に委託して実施してございます。貸し出しについては、町民に貸し出しているというような状況がございまして、都市住民などに農産物を作付ける場を提供するというような意味合いで実施しているものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 貸し出しは町民のみということでしょうか。それとも、それ以外に貸し出しているということですか。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 貸し出しは農業公社で実施してございますが、町で把握している範囲では、全て町民に貸し出していると理解してございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、町のほうでは余りタッチしていないということですか、貸し出しのことに関しては。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい、貸し出しにつきましては農業公社にお願いしているというような状況にございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうしましたら、市民農園以外に河内農業振興事務所が主催の、上三川町も共催になっていますけれど、かんびょうむき体験とブルーベリー収穫体験ツアーというのが今年度行われたかと思いますが、参加人数等を含めて、そういったものというのは把握されていらっしゃいますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 今年、県のほうにおきまして地産地消をテーマとした体験イベントを実施しまして、それに対して町で共催したということになってございます。参加人数につきましては、36名が参加したというようなことでお聞きしてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 僕のほうで確認した人数とかなり違うんですけど、河内農業振興事務所のほうで確認したところ、8月2日に行われたこの体験ツアー、参加されたのは17名。県内で10組14名、東京の方が2組で3名、千葉の人が1組で1名ということで参加されたそうです。というふうに僕は聞いているんですけど、いずれにしてもすごく盛況だったようで、ブログにも、こういった体験を

しましたというふうには上げている人もいるそうです。これが、来年もやるんですかという話をしたときに、来年はわかりませんという回答だったんですけど、ぜひ、町主催でこういった企画というのを考えることというのはできないのか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 先ほどの答弁では大変失礼いたしました。ただいま議員が申しあげましたとおり、募集人員が36名のところ、実際に参加した方が17名というようなことになってございます。おわびかたがた、訂正をさせていただきたいと思えます。

なお、この消費者との交流ということでございますが、現在、町の農業公社において生産者と消費者の交流バス、これを町内の方を対象でございますが、実施しているというような状況でございますので、これについて町外の方を対象にできるかどうかというような検討については、今後進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 あと、もう一つ、体験というか、そういったものがあって、6月24日によつ葉生協のほうで、「上三川で田植え&ザリガニ捕獲大作戦」というのを企画してやったようです。こちら、そういったものがあったというのは把握されていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのよつ葉生協については、町のほうではどのような形で実施したかというのは把握してございません。ただ、町で承知している範囲については、有機農業に取り組んでいる方が定期的には実施しているというようなことでは認識してございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 こちらは180名の方が参加されたそうで、よつ葉生協自体が北関東に展開しているところなので、参加された方は栃木と群馬と茨城の方だそうなんですけれど、こういった形でいろいろ取り組みをして交流人口というのを増やすというのがすごく大切なんじゃないのかなと思うんですけど、先ほどもお聞きしたとおり、今後こういった共催という形ではなくて、町独自で何かこういった観光を含めた体験ツアーといったものを、ぜひ、主催で考えていただきたいんですけど、その点どうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 先ほども答弁申し上げましたとおり、現在、農業公社において、生産者と消費者との交流バスを実施してございます。これが現在は町民を対象として実施してございますが、これについて見直しを図りまして、町外の方も参加できるようなことで実施できるかどうかについては、今後、調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 交流人口の増加というか、そういったものが、ひいては定住人口の増加につな

がっていくんではないかと思しますので、ぜひ、いろいろと調査研究をしていただいて、少しでも多く上三川町に人が呼べるように、いろいろな施策というのを考えてもらえればと思います。

これで質問のほうを終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりました。

---

○議長【津野田重一君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。ご苦労さまでした。

なお、明日7日も午前10時から一般質問を行います。

午後3時01分 延会